

## 日本と欧州特許庁，特許審査ハイウェイ試行開始

2010年1月26日

JETRO ティェッセルト<sup>®</sup>ルフセンター

欧州特許庁（EPO）は、1月25日、日本国特許庁（JPO）との特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始するにあたって、EPOに対してPPHを申請する際の要件を公表した。両庁は2009年11月12日の日欧長官会合においてPPHの試行開始に合意しており、これによって、JPOの審査結果に基づくEPOへのPPHの申請が可能になる。

PPH試行の期間は2010年1月29日から2012年1月28日までの2年間であり、その試行結果に基づいてEPOとJPOは本格実施について検討するとしている。他方、申請件数が処理能力を超えた場合やその他の理由によって、途中で終了される可能性もある。

また、EPOは、国際調査機関（ISA）や国際予備審査機関（IPEA）がJPOか米国特許商標庁（USPTO）である場合の、PCT出願の国際段階の成果物（国際調査段階の見解書（WO）、国際予備審査報告（IPER））を利用したPPHのEPOへの申請の要件についても公表した。

なお、JPOのホームページには、EPOの審査結果に基づくJPOへのPPHの申請要件が既に公表されており、JPOの審査結果に基づくEPOへのPPHの申請要件についても後日掲載されるとしている。

— EPOによるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/informationEPO/archive/20100125a.html>

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/informationEPO/archive/20100125b.html>

— JPOホームページの特許審査ハイウェイに関する情報は、以下参照 —

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

— EPOとJPOのPPH試行開始合意については、欧州知的財産ニュース 2009年11～12月号（Vol. 35）第11～12頁参照 —

[http://www.jetro.de/j/patent/2009Nov\\_Dec/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2009Nov_Dec/News.pdf)

（以上）